

2003年5月6日

厚生労働省医政局医事課 御中

東京都千代田区麹町4-2-1

MK 麹町ビル 7F

ディーブイエックスジャパン株式会社

代表取締役 川端 敏

TEL 03-3515-7082

FAX 03-3515-7083

医療施設内における看護師による自動体外式除細動器の使用について

拝啓、時下ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、近年心肺蘇生時における自動体外式除細動器の有用性が広く認識されるようになり、欧米をはじめとした諸外国では医療施設内はもとより、航空機、空港、競技場、駅など公共の場にも普及が進んでおります。

日本国内でも、民間航空会社の機内に自動体外式除細動器の搭載が開始され、客室乗務員による使用が開始されました。また診療所、クリニック、病院などの医療機関においても、外来や一般病棟に配備する動きが出始めるなど必要性が認識されつつあります。

除細動器の使用は医師による適切な判断に基づいて行うことが原則であるものの、自動体外式除細動器は致死性の不整脈に対してのみ動作するものであり、その有用性安全性は国際的な団体により十分な根拠が得られているものであります。

わが国におきましても救命率向上の観点からさらなる普及が望まれるのもであります。医療施設内での看護師による自動体外式除細動器の使用に関して、医師法ならびに保健師助産師看護師法など関連法に抵触しないか疑義が生じております。

つきましては、下記の質問に対して、ご回答くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

医療施設内で患者が心肺停止状態に陥った場合において、看護師が自動体外式除細動器による除細動を行う必要が生じる場面が想定されます。

1. 医師の立会いのもと、医師の指示を受けた看護師が自動体外式除細動器を使用することは可能でしょうか。
2. 医師の立会いが不可能な場合、電話等で医師の指示を受けた看護師が自動体外式除細動器を使用することは可能でしょうか。
3. 医師の立会い、電話連絡も不可能な場合、院内の責任者が定めた緊急対応指示書による包括的指示にて看護師が自動体外式除細動器を使用することは可能でしょうか。

以上

平成15年6月30日

ディーブイエックスジャパン株式会社
代表取締役 川端 敏 殿

厚生労働省医政局医事課
厚生労働省医政局看護課

医療施設内における看護師による自動体外式除細動器の使用について

平成15年5月6日付けで照会のあった標記について、照会された1から3
までの場合において看護師が自動体外式除細動器を使用することは、医師法第
17条又は保健師助産師看護師法第37条に違反しないものとする。